

日立市市民会館の指定管理者の指定について

別紙のとおり日立市市民会館の指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 月 4 日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

---

(提案説明)

日立市市民会館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
日立市日立市民会館	公益財団法人日立市民 科学文化財団	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
日立市多賀市民会館	公益財団法人日立市民 科学文化財団	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで